

## 基本取引条件（2021年版）

本発注書記載の製品（「製品等」）または業務（「本業務」）に関する甲乙間の取引（「本取引」）は、以下の条件に従うものとします。

### 第1条（条件の受諾）

1. 本取引は、甲が本発注書を乙に交付し乙がこれを書面により受諾したとき成立する。
2. 甲が乙に本発注書を送付したときは、乙は5営業日以内に甲に諾否の通知を行う。乙がこの期間内に拒絶の通知を行わないときは、または本取引の履行の全部または一部を行ったときには、甲は乙が基本取引条件の内容も含めこれを受諾したものとみなす。
3. 甲は乙に対する本発注書の発信後、その内容を変更又は撤回することができる。ただし乙が甲に応諾の通知をし、又は本注文書の製品等を出荷して以降に乙に生じた合理的費用について乙から申し出があった場合は、甲は甲乙協議の上合意した金額を乙に支払う。
4. 本発注書と甲乙が別途締結する契約（「原契約」）に相違又は矛盾抵触がある場合は、原契約を適用する。

### 第2条（納入等）

1. 乙は、本発注書に基づき、製品等を納入期日までに納入場所において甲又は甲の指定する者に納入する。または、乙は、本発注書に基づき、本業務を本発注書記載の期日までに実施する。

### 第3条（検査）

1. 甲は、製品等の納入または本業務の完了後すみやかに検査を行う。
2. 甲が、製品等に契約不適合（種類または品質に関して本発注書の内容に適合しないこと）若しくは数量不足がある、又は合意された所定の条件を満たさないものと認めるときは、乙にこの旨を通知する。また、甲が、本業務の実施が本発注書の条件を満たさないと認めるときは、乙にこの旨を通知する。
3. 乙は前項の通知を受けたときは、甲と協議の上、速やかに製品等は無償で交換、修正又は追完了上で甲に納入し、または本業務を本発注書の条件に従うよう再実施する。再納入後の手続きは、第1項以下に準ずる。
4. 甲は、第1項から3項の手続き後、製品等または本業務が本発注書の目的に照らし合理的に必要と認められる水準に達していないと判断したときは、以下のいずれかを選択することができる。  
(ア) 乙が提示する一定の対応策の合意とともに、製品等の再納入または本業務の再実施を受け入れる。

- (イ) 対価の減額と共に、製品等または本業務を受け入れる。
  - (ウ) 本発注書を解約し、対価の返戻を求める。
5. 本条の規定及びそれに基づく権利行使は、本発注書その他適用法令に基づく乙の責任を免除し又は甲の権利利益の行使を妨げるものではない。

#### 第4条（所有権・権利の移転）

1. 以下の権利は、本発注書の表面に特段の記載がない限り、納入時又は代金の支払い完了時のいずれか早い時点で甲又は甲の指定する者に移転するものとする。
  - (ア) 製品等の所有権
  - (イ) 製品等または本業務に関する知的財産権等（第12条第3項に基づき乙らに留保されるものは除く。）で、本発注書に基づき甲又は甲の指定する者に移転されるべきもの
2. 製品等に関する著作権その他の知的財産権で、甲又は甲の指定する者による製品等の利用に必要なものは、代金の支払い完了時までに甲又は甲の指定する者に適正な利用権が設定されるものとする。

#### 第5条（対価及び費用等の支払い）

乙は、本発注書の表面に特段の記載がない限り、製品等の納品または本業務の実施後10営業日以内に、本発注書表面記載の事項を記載した請求書を甲に発行する。甲は乙の請求に基づき、製品等または本業務の検査を合格したことを確認の上、請求書を受領した翌月末日までに支払いを行うものとする。ただし、請求書の内容に疑義があった場合はこの限りではない。

#### 第6条（危険負担）

製品等が所有権その他の権利の移転時までの間に滅失又は毀損した場合、その危険・損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙が負担する。

#### 第7条（再委託の禁止）

1. 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾がない限り、本発注書に基づく義務の全部又は一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）してはならない。
2. 甲の承諾を得て乙が第三者に再委託する場合、乙は、本発注書に定める義務と同等の義務を当該第三者に課し、その違反について責任を負う。なお、この場合であっても、乙は、甲に対する本発注書に基づく義務は免れない。

#### 第8条（作業場所及び内部規則の遵守）

1. 甲又は甲が指定する者が提供する作業場所で乙が本発注書に基づく製品等の納入又は業務の遂行を行う必要がある場合、乙は当該作業場所及び必要な施設機器の利用管理、安全、情報セキュリティ等について、甲又は甲が指定する者のポリシー、内部規則、指示等を遵守するとともに、乙の業務担当者に遵守させる。
2. 乙及び乙の業務担当者は、これらのポリシー、内部規則、指示等の遵守に関し、別途誓約文書の提出を求められることがある。

## 第9条（秘密保持）

1. 乙、乙の（再）委託先及びそれらの役職員等（以下、「乙ら」という。）は、本発注書の内容及び本発注書の履行に関連して知り得た甲、甲のネットワークファーム及び顧客その他の者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 本発注書において「秘密情報」とは、本発注書に関連して甲、甲のネットワークファーム又は顧客その他の開示者（以下、「開示者」という。）に関し乙ら（以下、「受領者」という。）が知り得た一切の情報（いずれの方式又は媒体によるかを問わない）をいう。但し、次の情報は含まれない。
  - (ア) 開示の時点で既に公知であったか、受領者による秘密保持義務の違反によらず開示後に公知となった情報
  - (イ) 開示者に対して秘密保持義務を負わない第三者から受領した情報
  - (ウ) 開示時点で受領者が知っていた情報、又は受領者が秘密情報の参照なく独自に入手、作成又は開発した情報
3. 乙らは、秘密情報を、本発注書の目的の範囲でのみ使用する。
4. 乙らは、甲の事前の承諾を得ることなく、秘密情報及び秘密情報を記載した文書等又は格納した媒体の全部又は一部を複製してはならない。なお、複製された文書等又は媒体についても機密情報とみなす。
5. 乙らは、法令等若しくは法的手続きに基づき秘密情報の開示が命じられた場合、又は行政機関若しくは行政機関に準ずる公的機関により開示が必要となった場合、事前かつ速やかに甲に通知し協議を行う。
6. 乙は、甲が請求した場合は、秘密情報及び秘密情報を含む文書、媒体等を甲に返還し若しくは廃棄するものとし、甲の指示がある場合はそれに従う。甲が請求した場合、乙は秘密情報の保管・変換及び廃棄の状況に関する表明文書を提出する。
7. 乙は、秘密情報が第三者に漏洩され又は本発注書または原契約に違反して開示された事実を知った場合、直ちに甲に通知する。
8. 乙は、第三者の秘密情報を甲に開示する場合は、当該第三者の適法な承諾その他の権限を有することを甲に保証する。

## 第10条（情報セキュリティポリシー等の遵守）

乙らは、甲、甲のネットワークファーム又は甲が指定する者が情報セキュリティその他の事項に関し定めているポリシー、内部規則、基準等で、本発注書に際し甲が乙に遵守を求めることが合理的と認めるものがあるときは、これらを遵守する。甲はこれらの存在と内容に関し必要な情報を乙に提供する。本発注書の規定と上記のポリシー、内部規則等の内

容に相違がある場合は、より厳格な規定が適用されるものとする。甲は乙らの遵守について、誓約書等の提出を要請することがある。

#### 第 11 条（個人情報の保護及び取扱い）

1. 本発注書に関連して乙が取扱う個人情報の保護については、以下の定めに従う。
  - (ア) 甲のネットワークファーム、及び甲又は甲のネットワークファームにサービスを提供する者（以下、「サービス提供者」といい、以下、総称して「甲ら」という。）は、乙から本業務の提供を受けること及びその管理の目的のため、甲らが業務を行っている国又は地域（甲のネットワークファームが業務を行っている国は [www.ey.com](http://www.ey.com) に一覧掲載）において、特定の自然人又は特定可能な自然人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を処理できるものとする。
  - (イ) 甲のネットワークファーム（EY のグローバルネットワーク）における個人データの移転は EY Binding Corporate Rules（EY の拘束的企業準則。[www.ey.com/bcr](http://www.ey.com/bcr) に掲載）に服する。甲は、個人情報を、適用ある法令等及びガイドライン（外国のものを含む。以下、併せて「個人情報保護義務等」という。）が定めるデータ保護に関する要求に従って処理するものとする。また、甲は、サービス提供者として個人情報を処理する者をして、個人情報を、個人情報の保護に関する義務等に従って処理させるものとする。
  - (ウ) 乙は、個人情報を甲に提供する場合、乙が当該個人情報を提供する適法な権限（本人同意の取得を含む）を有していること及び当該個人情報が個人情報保護義務等に従って処理されたものであることを保証する。また、本業務に関連して第三者から受領した個人情報を甲に提供する場合、乙の知り得る限りにおいて、当該第三者は当該個人情報を提供する適法な権限を有すること及び当該個人情報が個人情報の保護に関する義務等に従って処理されたものであることを合理的に疑わせる事情がないことを保証する。乙は個人情報保護義務等を遵守することについて甲に協力するものとし、甲の要請があるときは、本人の同意、及び個人情報取得状況に関する情報を甲に提供する。

#### 第 12 条（権利の帰属）

1. 本発注書において「知的財産権等」とは、①特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権等及びそれらを受ける権利及び地位、②著作権（なお、その譲渡において著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）、③ノウハウに関する権利、④外国において上記に相当する権利、その他知的財産に関する権利利益を含むものとする。
2. 甲ら及び甲の顧客等は、本発注書に関する義務の遂行にあたりその有する知的財産権等を留保し、本業務の遂行の際の乙らへの提供または使用許諾によって、これを乙らに譲渡するものではない。
3. 乙らが本業務の提供前から独自に有する知的財産権等は、本業務の提供にかかわらず乙らに留保される。
4. 本製品等の所有権等の移転及び乙の甲に対する委託業務の提供において、本業務の遂行及び本業務により提供された成果物を利用するため甲らが必要とするときは、乙ら

は甲及び甲が指定する者に対し、それらに関する知的財産権等に移転し又は使用許諾その他の利用権を無償で付与する。

5. 乙は、本業務の実施にあたり乙が自らの判断で利用し又は甲らに提供する情報・ソフトウェア・成果物等が第三者の知的財産権等その他の権利利益を侵害するものでないことを保証する。
6. 第三者が本業務又は本業務の成果物の提供及び利用に関し、甲、甲のネットワークファーム又は甲の顧客等に何らかの請求・異議等を申立て、又は訴訟を提起した際は、乙は、甲と事前に協議することを前提に、乙の負担と責任においてその処理・解決を行い、甲に損害が生じた場合はこれを補償する。

#### 第13条（保証、損失補償及び損害賠償）

乙が本発注書に違反し甲、甲のネットワークファーム及び甲の顧客等並びにその役職員等に損害を与えた場合、又は乙が本業務の遂行によって提供した成果物に契約不適合（種類または品質に関して本発注書の内容に適合しないこと）があったため甲らに損害を与えた場合、乙はこれによる一切の損害・損失・費用等（合理的な弁護士費用を含む）を賠償する。

#### 第14条（単独責任）

本発注書に関し乙に対して発生する一切の責任・義務は、甲が単独で負い、甲のネットワークファーム、並びに甲又は甲のネットワークファームの再委託先、構成員、株主、社員、役員、パートナー、プリンシパル、従業員、代理人及びアドバイザー（以下、併せて「EY関係者」という。）は、いずれも本発注書に関連して、乙に対して直接の責任を負うものではない。乙は、他のEYファーム又はEY関係者に対して、本発注書に関連して、何らの請求又は法的手続きも行わない。

#### 第15条（本発注書の解除）

1. 製品等又は本業務の結果が、本発注書に基づく合理的な必要基準に満たないと認められるとき、又は基準を満たすことが困難と認められるときは、甲は本発注書を解除することができる。
2. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、乙に対する何らの通知催告を要せずに直ちに本発注書の全部又は一部を解除できる。
  - (ア) 手形又は小切手が不渡り又は電子記録債権が支払不能となったとき
  - (イ) 差押え、仮差押え若しくは仮処分の申立があったとき又は競売の申立があったとき
  - (ウ) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、又は特別清算開始の申立があったとき
  - (エ) 重要な組織変更、解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等をしようとしたとき

(オ) 本発注書の重要な義務に違反し、又は本発注書の違反に関する書面による催告を受領した後 1 ヶ月以内にこれを是正しないとき

3. 甲は、乙に対して1か月前に書面をもって通知することにより、本発注書の全部若しくは一部を解約することができる。この場合、遂行中の本業務があるときは、業務対価の精算について甲乙は本発注書の趣旨にのっとり誠実に協議し定める。

#### 第16条（利害関係が生じた場合の対応）

甲は、法令、甲又は甲の構成員が遵守すべき職業的専門家としての基準・規則等、及び甲が所属するEYのポリシー・ルール等に照らして、本発注書を継続することができないと甲が判断した場合（乙の役員、株主その他主要な出資者が、甲のネットワークファームの監査クライアントの役員、株主その他主要な出資者となった場合を含むがこれに限定されない。）は、何ら催告をすることなく、本発注書の全部又は一部を直ちに解除することができる。この場合、遂行中の業務があるときは、業務対価の精算について甲乙は本発注書の趣旨にのっとり誠実に協議し定める。

#### 第17条（法令等の遵守）

1. 乙は、本発注書に関し、贈収賄の禁止、汚職、腐敗防止等に関して関連法域において適用可能性のある法令等（日本国刑法及び不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法並びに英国贈収賄防止法を含むが、これらに限定されない。以下、「関連法令等」という。）に違反しないことを確保するとともに、甲及び甲のネットワークファームの関連するポリシーを遵守するものとし、乙自身においても、これらを遵守するためのポリシー及び手続を備え遵守する。
2. 乙は本発注書受諾時点において前項の違反がないことを表明する。乙は、違反の事実があった場合には直ちにこれを甲に報告するほか、甲が必要と判断したときは本発注書の全部又は一部を直ちに解除されても異議ないものとする。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、乙らが次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明する。
  - (ア) 暴力団又はその構成員若しくは準構成員
  - (イ) 暴力団関係企業又はその役員、株主その他の関係者
  - (ウ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はその関係者
  - (エ) その他前各号に準ずる者
2. 乙は、乙らが、将来にわたって前項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して次の各号に挙げる行為を行わないことを確約する。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (エ) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為
- 3. 乙は、甲に対し、以下の事項を表明する。
  - (ア) 一切の関係会社、主要な株主及び出資者、役員、資金調達先、資金提供先、並びに主要な取引先が反社会的勢力（第1項各号のいずれかに定める者又は前項各号のいずれかに定める行為を行う者をいう。）ではないこと。
- 4. 乙は、前3項各号に違反する事実が判明した場合には、甲に直ちに通知する。
- 5. 甲は、乙が本条に違反した場合は、何らの通知催告及び補償を要せず、直ちに本発注書の全部又は一部を解除することができる。
- 6. 甲は、乙が本条の規定に違反したことにより被害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく解除に関わらず当該損害について本発注書に基づく損害賠償（合理的な弁護士費用を含む）を請求できる。

#### 第19条（監査、検査等への協力）

乙は、甲が必要と認めた場合又は、甲若しくは甲のネットワークファームの事業を監督する当局又は加盟する協会等の監査、検査等があった場合、資料を提供し、質問に対する報告に応じるほか、合理的な方法・範囲における監査・検査等（立ち入り検査を含む）に協力する。

#### 第20条（権利義務の譲渡等）

乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、本発注書の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

#### 第21条（準拠法）

本発注書については、日本法に基づき解釈される。

#### 第22条（管轄裁判所）

本発注書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第23条（変更）

甲は、本発注書の内容を変更することがある。変更後の本発注書の内容は [Procurement | EY - Global](#) に公開され、公開時以降適用されるものとする。

履歴

2021年版（初版）	2021年2月1日以降適用